兵庫県公報

令和 2 年11月24日 火曜日 第 160 号

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	۸° –'⁄'
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認(水産課)	1
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)	2
〇同 上(同)	2
〇同 上(同)	2
〇同 上(同)	2
公告	
○ 入札公告(産業政策課) ····································	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧	O
(砂防課)	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同) ····································	7
○ 同 上 (同) ···································	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の	Ü
閲覧(同)	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(中播磨県民センター)	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	16
○ 平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号の訂正	17
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第121号の訂正	17
○ 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	19
○ 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号の訂正	20
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	25

告示

兵庫県告示第1223号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	加 入 区	同意成立年月日
区域名	区 分	问息成立千万百
岩見区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業	令和2年11月2日
丸山区域	網漁具を定置して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船による漁業であって主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同上

明石浦区域

総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業

同 上

兵庫県告示第1224号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量 (用地実測図原図作成及び用地平面図作成)

2 作業期間

令和2年11月5日から令和3年3月25日まで

3 作業地域

豊岡市九日市上町地内

兵庫県告示第1225号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年11月6日から令和3年3月12日まで

3 作業地域

尼崎市今福二丁目の一部、杭瀬寺島一丁目及び杭瀬本町一丁目の一部

兵庫県告示第1226号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年11月10日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市汐町ほか

兵庫県告示第1227号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上郡町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

2 作業期間

令和2年11月9日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

上郡町全域

告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年11月24日

公

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気 予定数量3,834,365キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

⑷ 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4937

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けて いない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
 - (1) 交付期間

令和2年11月24日(火)から同年12月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 担当 福島

電話(078)362-3311 内線3511

- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間等
 - (1) 入札参加申込書の提出期間

令和2年11月25日(水)から同年12月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和3年1月13日(水)午前10時から

場所 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和3年1月12日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年1月8日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 国 (公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)。
- ③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代え て提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和 2 年12月8日(火)午後5時までに提出すること。
 - イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されている こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す 保険期間まであること。
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書に

ついては、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決 され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (f) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違 反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年 兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効 な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governer of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,834,365kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2021 through March 31, 2022

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 12, 2021 by direct delivery

17:00 January 12, 2021 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Fukushima, Industrial Policy Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 362-3311

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜が丘中町Ⅲ (101090156)	神戸市西区桜が丘中町1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
布施畑(2) I - 2 (101090161)	神戸市西区伊川谷町布施畑(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
布施畑(3) I - 2 (101090162)	神戸市西区伊川谷町布施畑(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
布施畑(4) I - 2 (101090163)	神戸市西区伊川谷町布施畑(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
木幡(5) I - 2 (101090164)	神戸市西区押部谷町木津(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺谷(1) I-2 (101090165)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺谷(2) I-2 (101090166)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺谷(3) I-2 (101090167)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田 I - 2 (101090168)	神戸市西区押部谷町和田(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
永井谷 I - 2 (101090169)	神戸市西区伊川谷町井吹(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
上脇 I-2 (101090170)	神戸市西区伊川谷町上脇(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
西戸田 I - 2 (101090171)	神戸市西区平野町西戸田 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
北山台 II (101090172)	神戸市西区北山台2丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
近江(3) II (101090173)	神戸市西区押部谷町近江(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘西町(1) I (101090174)	神戸市西区桜が丘西町1丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘西町(1) II (101090175)	神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘西町(2) I (101090176)	神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘西町Ⅲ (101090177)	神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘西町(2)Ⅱ (101090178)	神戸市西区桜が丘西町3丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊

桜が丘西町(3) Ⅱ (101090179)	神戸市西区桜が丘西町5丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
木見(2) Ⅲ (101090180)	神戸市西区押部谷町木見(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
水谷(5)III (101090181)	神戸市西区玉津町水谷(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図22までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月2日(水)から同月16日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び西区役所 総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年12月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月15日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第806号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

布施畑(2) I (101090002) の項中別図 2、布施畑(3) I (101090003) の項中別図 3、布施畑(4) I (101090004) の項中別図 4、木幡(1) I (101090008) の項中別図 6、木幡(3) I (101090010) の項中別図 8、木幡(5) I (101090012) の項中別図10、寺谷(1) I (101090019) の項中別図13、寺谷(2) I (101090020) の項中別図14、寺谷(3) I (101090021) の項中別図15、和田 I (101090032) の項中別図23、永井谷 I (101090037) の項中別図26、上脇 I (101090038) の項中別図27、西戸田 I (101090047) の項中別図34、勝成 I (101090068) の項中別図48、和泉(3) II (101090081) の項中別図57、前開(2) II (101090090) の項中別図65、渋谷 II (101090091) の項中別図66、近江(1) II (101090096) の項中別図70、近江(2) II (101090097) の項中別図71、永井谷(2) II (101090123) の項中別図88、薬師西 II (101090136) の項中別図98を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月2日(水)から同月16日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び西区役所 総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年12月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月15日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第542号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

堂ノ前 I (101090005) の項中別図 1、木見 I (101090007) の項中別図 2、桜が丘東(2) I (101090017) の項中別図 3、長谷 II (101090149) の項中別図30、栄Ⅲ (101090154) の項中別図33を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年12月2日(水)から同月16日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び西区役所 総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年12月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月15日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
布施畑(1) I (101090001)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
布施畑(2) I (101090002)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
布施畑(3) I (101090003)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
布施畑(4) I (101090004)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
堂ノ前 I (101090005)	神戸市西区押部谷町木見 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中谷 I (101090006)	神戸市西区押部谷町木見 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
木見 I (101090007)	神戸市西区押部谷町木見 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
木幡(1) I (101090008)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
木幡(2) I (101090009)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
木幡(3) I (101090010)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
木幡(4) I (101090011)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
木幡(5) I (101090012)	神戸市西区押部谷町木津 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
秋葉台 I (101090013)	神戸市西区秋葉台1丁目 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
押部 I (101090015)	神戸市西区押部谷町押部 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
桜が丘東(2) I (101090017)	神戸市西区桜が丘東町6丁 目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
寺谷(1) I (101090019)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別 図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
寺谷(2) I (101090020)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別 図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
寺谷(3) I (101090021)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

長宗 I (101090023)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
学園東町 I (101090024)	神戸市西区学園東町8丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北山台 I (101090025)	神戸市西区北山台2丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
福住(2) I (101090027)	神戸市西区押部谷町福住 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
福住(3) I (101090028)	神戸市西区押部谷町福住 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
細田 I (101090029)	神戸市西区押部谷町細田 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高和(1) I (101090030)	神戸市西区押部谷町高和 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和田 I (101090032)	神戸市西区押部谷町和田 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
永井谷 I (101090037)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上脇 I (101090038)	神戸市西区伊川谷町上脇 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
古神 I (101090042)	神戸市西区神出町古神(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神出町南(1) I (101090043)	神戸市西区神出町南(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
神出町南(2) I (101090044)	神戸市西区神出町南(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
堅田(1) I (101090045)	神戸市西区平野町堅田(別 図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
堅田(2) I (101090046)	神戸市西区平野町堅田(別 図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西戸田 I (101090047)	神戸市西区平野町西戸田 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
印路(2) I (101090049)	神戸市西区平野町印路(別 図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
宮前(1) I (101090050)	神戸市西区平野町宮前(別 図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
水谷(2) I (101090055)	神戸市西区玉津町水谷(別 図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
大坂谷 I (101090060)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

寺谷 I (101090061)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
高雄台 I (101090063)	神戸市西区高雄台(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
有瀬 I (101090067)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
勝成 I (101090068)	神戸市西区神出町勝成(別 図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
枝吉 I (101090072)	神戸市西区枝吉4丁目(別 図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
布施畑(2) II (101090074)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
木津(3) Ⅱ (101090075)	神戸市西区押部谷町木津 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
木津(4) Ⅱ (101090076)	神戸市西区押部谷町木津 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木津(5) Ⅱ (101090077)	神戸市西区押部谷町木津 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上柿木Ⅱ (101090078)	神戸市西区押部谷町木見 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
和泉(1) II (101090079)	神戸市西区押部谷町木見 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
和泉(2) II (101090080)	神戸市西区押部谷町木見 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
和泉(3) II (101090081)	神戸市西区押部谷町木見 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
寺谷(2) Ⅱ (101090088)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別 図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
友清 II (101090089)	神戸市西区櫨谷町友清(別 図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
前開(2)Ⅱ (101090090)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
渋谷Ⅱ (101090091)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
前開(3) Ⅱ (101090092)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近江(1) II (101090096)	神戸市西区押部谷町近江 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
近江(2) II (101090097)	神戸市西区押部谷町近江 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

高和(1)Ⅱ	神戸市西区押部谷町高和	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
(101090099)	(別図59のとおり)		
高和(2) II (101090100)	神戸市西区押部谷町高和 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
和田(1) II (101090103)	神戸市西区押部谷町和田 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
福谷(2) II (101090104)	神戸市西区櫨谷町福谷(別 図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
池谷Ⅱ (101090105)	神戸市西区櫨谷町池谷(別 図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
渋谷(1) Ⅱ (101090106)	神戸市西区櫨谷町長谷(別 図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
西山畑II (101090108)	神戸市西区櫨谷町長谷(別 図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
赤田井(1) II (101090109)	神戸市西区櫨谷町栃木(別 図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
赤田井(2) II (101090110)	神戸市西区櫨谷町栃木(別 図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
真谷(1) Ⅱ (101090113)	神戸市西区櫨谷町谷口(別 図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
真谷(2) Ⅱ (101090114)	神戸市西区櫨谷町谷口(別 図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
真谷(3) Ⅱ (101090115)	神戸市西区櫨谷町谷口(別 図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
真谷(4) Ⅱ (101090116)	神戸市西区櫨谷町谷口(別 図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
真谷(5) Ⅱ (101090117)	神戸市西区櫨谷町谷口(別 図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72とおり
井吹(2) II (101090120)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
井吹(3) II (101090121)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
永井谷(2) II (101090123)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
有瀬(1) II (101090125)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
有瀬(3)Ⅱ (101090127)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
堅田 II (101090131)	神戸市西区平野町堅田(別 図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり

常本Ⅱ (101090132)	神戸市西区平野町常本(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
薬師西 II (101090136)	神戸市西区平野町大畑(別 図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
宮前 II (101090137)	神戸市西区平野町宮前(別 図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
山ノ下II (101090138)	神戸市西区平野町中津(別 図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
中津II (101090139)	神戸市西区平野町中津(別 図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
和田(2) II (101090140)	神戸市西区押部谷町和田 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
田中(1) II (101090141)	神戸市西区玉津町田中(別 図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
和泉 II (101090144)	神戸市西区押部谷町木見 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
木幡Ⅱ (101090145)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
長谷 II (101090149)	神戸市西区櫨谷町長谷(別 図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
栄 Ⅲ (101090154)	神戸市西区押部谷町栄(別 図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
桜が丘中町Ⅲ (101090156)	神戸市西区桜が丘中町1丁 目 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
深谷 Ⅲ (101090157)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
井吹Ⅲ (101090158)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
有瀬Ⅲ (101090159)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
井ヶ谷 Ⅲ (101090160)	神戸市西区伊川谷町別府 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
北山台 II (101090172)	神戸市西区北山台2丁目 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
桜が丘西町(1) I (101090174)	神戸市西区桜が丘西町1丁 目 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
桜が丘西町(1)Ⅱ (101090175)	神戸市西区桜が丘西町2丁 目 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
桜が丘西町(2) I (101090176)	神戸市西区桜が丘西町2丁 目(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり

桜が丘西町Ⅲ (101090177)	神戸市西区桜が丘西町2丁 目(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
桜が丘西町(2)Ⅱ (101090178)	神戸市西区桜が丘西町3丁 目 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
桜が丘西町(3) Ⅱ (101090179)	神戸市西区桜が丘西町5丁 目(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
木見(2) Ⅲ (101090180)	神戸市西区押部谷町木見 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
水谷(5)Ⅲ (101090181)	神戸市西区玉津町水谷(別 図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
ユヤノ谷 I (201090001)	神戸市西区押部谷町木津 (別図104のとおり)	土石流	別図104のとおり
上田井 I (201090005)	神戸市西区押部谷町細田 (別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
小谷川 I (201090014)	神戸市西区伊川谷町小寺 (別図106のとおり)	土石流	別図106のとおり
墓の谷 II (201090016)	神戸市西区押部谷町細田 (別図107のとおり)	土石流	別図107のとおり
福住川右支渓Ⅲ (201090025)	神戸市西区押部谷町西盛 (別図108のとおり)	土石流	別図108のとおり
西盛川右支渓Ⅲ (201090026)	神戸市西区押部谷町細田 (別図109のとおり)	土石流	別図109のとおり
櫨谷川Ⅲ (201090028)	神戸市西区櫨谷町寺谷(別 図110のとおり)	土石流	別図110のとおり

(別図1から別図110までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年12月2日(水)から同月16日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び西区役所 総務課

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

③ 提出期限

令和2年12月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月15日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、 意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) スーパーマルハチ硯町店

所在地 明石市硯町一丁目33番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社マルハチエステート 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄

株式会社マルハチ

外未定3者

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年7月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,200平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

128台

(2) 駐輪場の収容台数

92台

③ 荷さばき施設の面積

153平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

26立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①、荷さばき施設④	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設②、荷さばき施設③	午前6時から午前8時30分まで

8 届出年月日

令和2年10月30日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年11月24日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和3年3月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第3工区)

赤穂市尾崎字明神木3154番1の一部、3744番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市松ノ内町3番14号

有限会社芦屋川プラニング 取締役 八 馬 冨久子

3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月24日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-35号(1赤穂)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第60号

全日本不動産政治連盟兵庫県本部から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和2年11月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の全日本不動産政治連盟兵庫県本部の欄中

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会及び全日本不動産政治連盟兵庫県本部から提出された平成26年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和2年11月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会の欄中

「 1 収入総額 923,687

	前年繰越額		803, 687		を
	本年収入額		120,000		
Γ	1 収入総額		1, 473, 687		
	前年繰越額		803, 687		に、
	本年収入額		670,000	J	
Γ	寄附		120,000		J.
	政治団体分		120,000	J	を
Γ	寄附		670,000)-
	政治団体分		670,000	J	に、
Γ	組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000	東京都中央区	J	を
Γ	組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000	東京都中央区)マコム・エッ
	川崎重工労働組合政治活動委員会	550,000	神戸市兵庫区	J	に改める。
収	支報告書の要旨(その他の政治団体)の全日本不動産政治	連盟兵庫県本	部の欄中		
Γ	1 収入総額		8, 367, 369		. %
	前年繰越額		5, 568, 144	J	を
Γ	1 収入総額		8, 368, 209)-7/)/ 7/
	前年繰越額		5, 558, 984	J	に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第62号

川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会及び全日本不動産政治連盟兵庫県本部から提出された平成27年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和2年11月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会の欄中

収支報告書の要旨(その他の政治団体)の全日本不動産政治連盟兵庫県本部の欄中

4	X X +IX	口音少女日 (C 少 底 少 政 旧 山 件)	7. 工口不小别性以口压血六净不不可吃/闹丁		
Γ	1	収入総額	5, 461, 035		
		前年繰越額	3, 668, 897		を
		本年収入額	1, 792, 138	J	
Γ	1	収入総額	6, 601, 875		
		前年繰越額	3, 669, 737		に、
		本年収入額	2, 932, 138	J	
Γ	1	固人の党費・会費(718人)	1, 436, 000	J	を
Γ	ſ	周人の党費・会費 (718人)	2, 576, 000	ı	に改める

兵庫県選挙管理委員会告示第63号

川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会、全日本不動産政治連盟兵庫県本部及び谷口進一後援会から提出された平成28年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第121号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

^^^^^

令和2年11月24日

兵庫県選挙管理委員会

		I. H. I
		堂 則 本
	の川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会の欄中	
1 収入総額	588, 687	を
前年繰越額 「 1 収入総額	455, 687	
1 1000 0000000	1, 138, 687	に改める。
前年繰越額	1,005,687]	
	の全日本不動産政治連盟兵庫県本部の欄中	
「 1 収入総額	4, 623, 387	.
前年繰越額	3, 085, 887	を
本年収入額 「 1 収入総額	1,537,500	
1 「人人人の心は人	7, 144, 227	17
前年繰越額	4, 226, 727	に、
本年収入額 「個人の党費・会費(711人)	2, 917, 500	.
四人心儿员 五贯 (111)()	1, 422, 000	
四人少儿员 五员 (111)()		に改める。
収支報告書の要旨(その他の政治団体) 「 1 収入総額		
1 1000 Williams	554, 301	
本年収入額	554, 301	
2 支出総額 3 本年収入の内訳	554, 301	
	FF4 201	
寄附	554, 301	
個人分 4 支出の内訳	554, 301	
経常経費	185, 214	
備品・消耗品費	176, 602	
事務所費	8,612	を
政治活動費	369, 087	
組織活動費	29, 547	
機関紙誌の発行その他の事業費	339, 540	
機関紙誌の発行事業費	3, 240	
宣伝事業費	336, 300	
5 寄附の内訳	300,000	
〔個人分〕		
谷口進一	554,301 丹波市 」	
「 1 収入総額	784, 796	
本年収入額	784, 796	
2 支出総額	784, 796	
3 本年収入の内訳		
寄附	784, 796	
個人分	784, 796	
4 支出の内訳		
経常経費	211, 671	1ァコム・エッ
備品・消耗品費	176, 602	に改める。
事務所費	35, 069	
政治活動費	573, 125	
組織活動費	46, 347	
選挙関係費	170, 244	
機関紙誌の発行その他の事業費	339, 540	
機関紙誌の発行事業費	3, 240	
宣伝事業費	336, 300	

その他の経費 16,994 5 寄附の内訳 〔個人分〕 谷口進一 784,796 丹波市 -兵庫県選挙管理委員会告示第64号 民進党兵庫県第1区総支部、外海開三事務所、川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会及び全日本不動産 政治連盟兵庫県本部から提出された平成29年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。 令和2年11月24日 兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本 収支報告書の要旨(政党の支部)の民進党兵庫県第1区総支部の欄中 Γ 政治活動費 466, 432 寄附・交付金 466, 432 J Γ 政治活動費 466, 432 寄附・交付金 466, 432 5 資産等の内訳 に改める。 [借入金] 井 坂 信 彦 1, 230, 212 収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。))の外海開三事務所の欄中 「 1 収入総額 100,000 前年繰越額 50,000 本年収入額 50,000 2 支出総額 0 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 4 寄附の内訳 Γ 1 収入総額 480,000 前年繰越額 50,000 本年収入額 430,000 2 支出総額 380,000 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 50,000 に改める。 機関紙誌の発行その他の事業による収入 380,000 懇親会費 380,000 4 支出の内訳 380,000 政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 380,000 その他の事業費 380,000 5 寄附の内訳 収支報告書の要旨(その他の政治団体)の川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会の欄中 Γ 1 収入総額 721,687 前年繰越額 588, 687 1 収入総額 1, 271, 687 に改める。 前年繰越額 1, 138, 687 収支報告書の要旨(その他の政治団体)の全日本不動産政治連盟兵庫県本部の欄中

Γ	1 収入総額	3, 940, 153	
	前年繰越額	2, 271, 553	を
	本年収入額	1,668,600]	
Γ	1 収入総額	8, 470, 993	
	前年繰越額	4, 792, 393	に、
	本年収入額	3, 678, 600]	
Γ	個人の党費・会費(759人)	1, 518, 000]	を
Γ	個人の党費・会費(759人)	3, 528, 000]	に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第65号

国民民主党兵庫県第1区総支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部、自由民主党福崎町支部、輝SEKI一CLUB、税理士による渡海紀三朗後援会、白石信一後援会、外海開三事務所、風早ひさお後援会、川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会、神戸大好き・あすのKOBEを創る会、全日本不動産政治連盟兵庫県本部、兵庫県鍼灸師連盟、兵庫県民主教育政治連盟、南あわじ市歯科医師連盟及び村岡真夕子後援会から提出された平成30年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成30年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、全	和元年兵庫県選挙管理委員会告示
第78号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。	
令和2年11月24日	
	兵庫県選挙管理委員会
	委員長 石 堂 則 本
収支報告書の要旨(政党の支部)の国民民主党兵庫県第1区総支部の欄中	-
「 年間5万円以下のもの	1,257,156 」を
「 年間5万円以下のもの	1, 257, 156
6 資産等の内訳	に改める。
〔借入金〕	(-9,000)
井 坂 信 彦	1, 230, 212 」
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の構	中
「 1 収入総額	162, 952, 875
前年繰越額	97, 703, 523 を
本年収入額	65, 249, 352 J
「 1 収入総額	163, 552, 875
前年繰越額	97, 703, 523 と、
本年収入額	65, 849, 352 J
「 機関紙誌の発行その他の事業による収入	36, 019, 568
2017年第4回関芳弘政経フォーラム	360, 000
2018年第1回関芳弘政経フォーラム	3, 000, 000
関芳弘政経セミナー	22, 409, 568 を
2018年第2回関芳弘政経フォーラム	1, 080, 000
「関芳弘政経セミナー」関芳弘と日本の	9, 170, 000
未来を語る会	Л
「機関紙誌の発行その他の事業による収入	36, 619, 568
2017年第4回関芳弘政経フォーラム	1, 480, 000
2018年第1回関芳弘政経フォーラム	1, 680, 000
関芳弘政経セミナー	22, 409, 568 に、
2018年第2回関芳弘政経フォーラム	1, 680, 000
「関芳弘政経セミナー」関芳弘と日本の	9, 370, 000
未来を語る会	J
「 (株) ブレックス 340,000	同 市長田区
2018年第1回関芳弘政経フォーラム	
[団体からの対価の支払]	

	HTホールディングス(株)	360, 000	東京都千代田区	
	ヒューマンホールディングス (株)	480, 000		
	大幸薬品(株)	360, 000		
	アララ(株)	360, 000		
	Oceams (株)	360, 000		を
	ライク(株)	360, 000		J
	イー・ガーディアン(株)	360, 000		
	2018年第2会関芳弘政経フォーラム	000, 000	NATION E	
	[個人からの対価の支払]			
	水谷彰孝	360 000	東京都中央区	
	2018年第2回関芳弘政経フォーラム	000, 000	水水刷十八匹	
	〔団体からの対価の支払〕			
	ディーエムソリューションズ(株)	360,000	東京都武蔵野市	ı
Г	(株) ブレックス	340, 000		
	・ 報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党福崎町支部の欄		四 印及田区] ((), (), (), (), (), (), (), (
	・ 本年収入の内訳	i 1°		
· '	寄附		85, 200	を
	政治団体分		85, 200	
Г	3 本年収入の内訳		00, 200	Г
'	3 平平収入の内試 本部又は支部から供与された交付金に係る		85, 200	
	収入		65, 200	に、
	自由民主党兵庫県支部連合会		OF 200	1
Γ	政治活動費		85, 200	J
,			5, 540	
	その他の経費		5, 540	<i>*</i> 、
	5 寄附の内訳			を
	〔政治団体分〕 自由民主党兵庫県支部連合会	05 000	地三去中中区	
г		85, 200	神戸市中央区	J
	政治活動費		5, 540	に改める。
11 77 = 1 -	その他の経費 「報告書の要旨(国会議員関係政治団体(政党の支部を除く))	5, 540	
_				♥ノ イ / 駅 十 [*]
'	1 収入総額前年繰越額		11, 152, 002 6, 470, 582	を
г	1 収入総額		11, 352, 002	
1	前年繰越額		6, 670, 582	に改める。
11 77 ±)) の铅却		自然控合の関ウ
-	:報告書の要旨(国会議員関係政治団体(政党の支部を除く 1 収入総額	。ハ・ツが四	Eエによる優番紀二 478, 216	以バタ7友云∨ノ㈱ T
'	1 収入総額 前年繰越額		478, 216 279, 393	を
	本年収入額		198, 823	
Г	1 収入総額		490, 216	Т
l '				17
	前年繰越額		279, 393	に、
г	本年収入額		210, 823]
_	3 本年収入の内訳			」を
'	3 本年収入の内訳 (12 k)		10 000	に改める。
1 1.7 _ 1.	個人の党費・会費(12人)	·/))	12,000	J Irfa
_	·報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除 の、末出※短	:\。// <i>(</i> // E		
_	2 支出総額		135, 486	」を
r	2 支出総額			」に、
	政治活動費		135, 486	<i>4</i> .
	組織活動費		50, 112	を
	機関紙誌の発行その他の事業費		85, 374	

cho (m. ata alika ata	05.054
宣伝事業費	85, 374
「 政治活動費	221, 001
組織活動費	120,507 に改める。
機関紙誌の発行その他の事業費	100, 494
宣伝事業費	100, 494
収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体)	
1 収入総額	200, 800
前年繰越額	100, 000
本年収入額	100, 800
2 支出総額	200, 800
3 本年の収入の内訳	
借入金	100,800 を
外 海 開 三	100, 800
4 支出の内訳	
政治活動費	200, 880
機関紙誌の発行その他の事業費	200, 880
宣伝事業費	200, 880
「 1 収入総額	510, 800
前年繰越額	100, 000
本年収入額	410, 800
2 支出総額	510, 800
3 本年の収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	310,000
懇親会費	310 000
借入金	に改める。 100,800
外海開三	100, 800
4 支出の内訳	,
政治活動費	510, 880
機関紙誌の発行その他の事業費	510, 880
宣伝事業費	200, 880
その他の事業費	310,000 」
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の風早ひさお後援:	
「 1 収入総額	1, 050, 000
本年収入額	1, 050, 000
2 支出総額	101, 178
3 本年の収入の内訳	101, 110
寄附	1, 050, 000
個人分	50, 000
政治団体分	1, 000, 000
to the terms	
	を 30,000
経常経費	
事務所費	30, 000 71, 179
政治活動費	71, 178
組織活動費	71, 178
5 寄附の内訳 (個人へ)	
〔個人分〕	F0, 000
年間5万円以下のもの	50,000
「 1 収入総額	1, 000, 000
本年収入額	1,000,000
2 支出総額	1, 000, 000

	3 本年の収入の内訳			
	寄附		1,000,000	
	政治団体分		1, 000, 000	に改める
	4 支出の内訳		_, ,	
	政治活動費		1, 000, 000	
	寄附・交付金		1, 000, 000	
	5 寄附の内訳		1, 000, 000	1
ıl u -	5 新門の行動で 支報告書の要旨(その他の政治団体)の川崎重工労働組合	油 三 士 初	が]
4X. Г		种尸又部以信		
1	1 収入総額		855, 687	J.
	前年繰越額		721, 687	を
_	本年収入額		*	
I	1 収入総額		1, 955, 687	
	前年繰越額		1, 271, 687	に、
	本年収入額			
Γ	寄附		134, 000	を
	政治団体分		134, 000]
Γ	寄附		684, 000	に、
	政治団体分		684, 000] ,,,
Γ	組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000	東京都中央区	」を
Γ	組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000	東京都中央区	に改める
	川崎重工労働組合政治活動委員会	550,000	神戸市兵庫区	
収	支報告書の要旨(その他の政治団体)の神戸大好き・あす	のKOBEを	:創る会の欄中	
Γ	1 収入総額		6, 906, 265	
	前年繰越額		971, 260	
	本年収入額		5, 935, 005	
	2 支出総額		6, 747, 692	を
	3 本年の収入の内訳		, ,	
	個人の党費・会費 (45人)		135, 000	1
Γ	1 収入総額		6, 923, 692	_
	前年繰越額		971, 260	
	本年収入額		5, 952, 432	
	2 支出総額		6, 923, 692	
	3 本年の収入の内訳		0, 923, 092	に、
			125 000	
	個人の党費・会費(45人)		135, 000	
	寄附		17, 427	
г	個人分		17, 427	J
I	政治活動費		6, 633, 600	
	組織活動費		1, 048, 702	
	機関紙誌の発行その他の事業費		2, 070, 000	を
	機関紙誌の発行事業費		2, 070, 000	-
	寄附・交付金		3, 514, 466	
	その他の経費			
Γ	政治活動費		6, 809, 600	
	組織活動費		1, 224, 702	
	機関紙誌の発行その他の事業費		2, 070, 000	
	機関紙誌の発行事業費		2, 070, 000	アルルフ
	寄附・交付金		3, 514, 466	に改める
	その他の経費		432	
	5 寄附の内訳			

年間5万円以下のもの	17, 427]
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の		
「 1 収入総額	3, 013, 010	
前年繰越額	1, 363, 010	を
本年収入額	1, 650, 000	_
「 1 収入総額	8, 953, 850	
前年繰越額	5, 893, 850	に、
本年収入額	3,060,000	1
「 個人の党費・会費(768人)	1, 536, 000	- 」を
「 個人の党費・会費(768人)	2, 946, 000	- 」に改める。
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の		
「 2 支出総額	1, 171, 923	」を
「 2 支出総額	1, 365, 923	」に、
「 政治活動費	858, 929	
組織活動費	630, 929	
寄附・交付金	193, 000	を
その他の経費	35,000	J
「政治活動費」	1, 052, 929	-
組織活動費	630, 929	
寄附・交付金	193, 000	に改める。
その他の経費	229, 000	I
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の		-
「 1 収入総額	1, 217, 124	
前年繰越額	1, 087, 116	を
本年収入額		1
「 1 収入総額	1, 217, 126	-
前年繰越額	1, 087, 116	に、
本年収入額	130, 010	1
「その他の収入	8	
一件10万円未満のもの	8	を _
「その他の収入	10	
一件10万円未満のもの	10	に改める。 _
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の		-
「 1 収入総額	837, 091	
前年繰越額	585, 289	を
本年収入額	251, 802	J
「 1 収入総額	837, 093	
前年繰越額	585, 289	に、
本年収入額	251, 804]
「その他の収入	2	
一件10万円未満のもの	2	を
「その他の収入	$\stackrel{-}{4}$	\ .=t > ·
一件10万円未満のもの	4	に改める。
収支報告書の要旨(その他の政治団体)の		
「 1 収入総額	3, 358, 259	
前年繰越額	298, 259	を
本年収入額	3, 060, 000	J
「 1 収入総額	4, 558, 259	
前年繰越額	298, 259	に、
本年収入額	4, 260, 000]
	, ,	

Г	寄附		2 060 000		
l l			3, 060, 000		を
	個人分		3, 060, 000		
Γ	寄附		4, 260, 000		
	個人分		3, 060, 000		に、
	政治団体分		1, 200, 000		
Γ	年間5万円以下のもの	60,000			を
Γ	年間5万円以下のもの	60,000			
	〔政治団体分〕				に改める。
	自由民主党兵庫県支部連合会	1, 200, 000	神戸市中央区	J	

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第79号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和2年10月23日に次のとおり指示した。

令和2年11月24日

兵庫県内水面漁場管理委員会 会長 近 藤 敬 三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、採捕したコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)を持ち出し他の水域に放流してはならない。

② 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に おいては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。
- イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和3年1月1日から同年12月31日まで